

ポイント制においても、累積したポイント数とともに、被保険者自身や雇用者が過去に払った保険料の累積額を通知していくべきであろう。

第3の論点の、通知の表現や文言の違いによる効果（フレーミング）効果は認められなかった。給付が保険料の2倍～数倍あるという事実に比べて、通知の表現や文言を変えることによる影響が小さかったため、その効果が検出されなかったのではないか。

第4の論点である、マクロ経済スライドの下でのリスクについては、通知に盛り込むことで、加入・納付の意思が後退することはなかった。

まとめるなら、国民年金保険料の通知に際しては、払った保険料あるいは払うべき保険料の総額と平均余命まで生きした場合の老齢年金予測受給額の総額を知らせるべきである。ポイント制については、保険料の累積額をも一緒に知らせるべきである。マクロ経済スライドの下での最低受給額を知らせても、悪影響は少ない。表現や文言（フレーミング）については、なお検討の余地がある。

## 補論 プロスペクト理論による通知タイプ5とタイプ6の効用の比較

(補図表 1 を参照)

タイプ 5、タイプ 6 の通知での、標準的な場合の予測給付額を  $Y$ 、人口や経済の状況が最悪の状況になった場合の予測給付額 (99パーセンタイル値) を  $Z$  とする。

プロスペクト理論では、リスクがある場合の効用は、1つ1つの結果を評価する価値関数  $v$  に、確率によるウェイト関数  $\pi$  を乗じて計算される。

タイプ 5 のように、まず、標準的な予測給付額を知らせると、分布全体 (確率の合計が 1.0) としての期待給付額が  $Y$  だと認識し、さらに最悪の場合には  $Z$  まで減ると、認識される。

その場合の効用  $U_5$  は

$$U_5 = \pi(1.0)v(Y) + \pi(p)v(Z - Y) \quad (p \text{ は } Z \text{ が起こる確率}).$$

と表せる。

タイプ 6 の通知ではまず、非常に高い確率で給付額が  $Z$  を上回るとしている。非常に高い確率であるために、受け手としては、 $Z$  の給付を確実に受け取ることができると思うだろう。さらに給付額が  $Z$  に止まる場合 (確率  $p$ ) を除いて、給付が  $Y$  まで増えると認識するはずである。したがって、その場合の効用  $U_6$  は、

$$U_6 = \pi(1.0)v(Z) + \pi(1-p)v(Y - Z)$$

となる。

ここで、 $U_5$  と  $U_6$  を比較すると、

$$U_6 - U_5 = \pi(1.0)v(Z) - \pi(1.0)v(Y) + \pi(1-p)v(Y - Z) - \pi(p)v(Z - Y)$$

である。

ここで、 $\pi(1.0) = 1$

また、 $p$  が非常に低い確率の時には、 $\pi(1-p) \geq 1 - \pi(p)$  であり、損失領域の価値関数のカーブは、利得領域のカーブよりも急なので  $-v(Z - Y) > v(Y - Z)$ 。

したがって、

$$\begin{aligned} U_6 - U_5 &\geq v(Z) - v(Y) + \{1 - \pi(p)\}v(Y - Z) + \pi(p)v(Y - Z) \\ &= v(Z) - v(Y) + v(Y - Z) > 0 \end{aligned}$$

(利得の領域の価値関数が、上に凸であるため、 $v(Y - Z) > v(Y) - v(Z)$ )

つまり、タイプ 6 の通知での効用  $U_6$  が、タイプ 5 の通知による効用  $U_5$  を上回ることになる。

## 参考文献

- Kahneman, Daniel and Amos Tversky (1979), "Prospect Theory : An Analysis of Decision under Risk", *Econometrica*, Volume 47 Number 2, pp263-291.
- Levin, Irwin P., Sandra N. Schneider, and Gary J. Gaeth (1998), "All frames are not created equal: A typology and critical analysis of framing effects", *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, Vol. 76, NO2. November, pp.149-188.
- Meyerowitz, Beth E. and Shelly Chaiken (1987), "The Effect of Message Framing on Breast Self-Examination Attitudes, Intentions, and Behavior", *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.52, No.3, pp.500-510.
- Tversky, Amos and Daniel Kahneman (1981), "The framing of decisions and the psychology of choice", *Science*, Number 211, pp453-458.
- 白杵政治・北村智紀・中嶋邦夫(2003)「厚生年金財政の予測とリスクの分析－保険料固定モデルの議論を中心に－」所報、vol29、ニッセイ基礎研究所
- 北村智紀・中嶋邦夫(2004)「2004年厚生年金改革案のリスク分析」所報、vol32、ニッセイ基礎研究所。
- 国立社会保障人口問題研究所(2002)『日本の将来推計人口』。
- 清水時彦 (2004)「国民年金の現状－未納とその対策」、『年金と経済』23巻2号
- 社会保険庁 (2004)『平成14年国民年金被保険者実態調査 (速報版)』。
- 高山憲之 (2004)『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社。
- 多田洋介 (2003)『行動経済学入門』日本経済新聞社。
- 俊野雅司(2004)『証券市場と行動ファイナンス』東洋経済新報社。
- 宮島洋 (2001)「年金制度の信頼性」『年金制度の信頼性の向上について－年金数理の果たす役割 (第11回年金数理部会セミナー報告書)』、社会保障制度審議会年金数理部会。

## 第5章 政府と加入者のコミュニケーションのあり方

中嶋 邦夫

今回の年金改正では、公的年金制度に対する信頼が大きな話題となった。その1つは、国会議員の保険料未納や社会保険庁職員の不祥事など、制度を設計・運営する側への不信であった。もう1つは、いわゆる世代間の不公平感やマクロ経済スライドの導入による将来の給付水準など、制度の内容に対する不信であった。本稿では、特に後者の問題に焦点をあわせ、問題を解決するためのコミュニケーションのあり方について、個人への情報提供を中心に検討する。

### 1. これまでの政府と加入者間のコミュニケーション

政府と公的年金加入者間のコミュニケーションは、大きく2つに分けられよう。1つは政府から加入者に対する情報提供であり、これまで行われてきたような広報活動や、今回の改革で導入が決まった個人向けの通知である。もう1つは、加入者から政府に対する問い合わせや相談などである。

前者については、これまで社会保険事務所におかれたパンフレット類や自治体の広報誌の記事、マスコミを通じた政府広報などによって行われてきた。パンフレットでは制度改正の内容や制度の正当性・必要性が述べられ、広報では、「年金週間」（毎年11月6日から12日）を中心とした保険料納付の呼びかけが主となっていた。

これに対して、年金加入者個人に対する情報提供（通知）は、これまでほとんどなかった。僅かな例としては、厚生年金で保険料や年金額の算定基礎となる標準報酬の決定通知があるが、これは事業主によって作成されるものであるし、これだけをみても保険料がいくらになるか、年金額がどう計算されるのかはわからない。しかも、2002年から始まった厚生年金基金の代行返上では、基金側がもつ加入記録と社会保険庁がもつ加入記録の突合がうまくいかないケースが発生している（格付投資情報センター『年金情報』2003年10月6日号）。

それ以上の情報を必要とする加入者は、自発的に社会保険事務所へ出向き、情報を照会・請求しなければならなかった。しかも、加入者にとって最大の関心事であるはずの将来の年金見込額は、58歳にならないと照会できなかった。老後収入の柱である公的年金の額が58歳まではっきりしないのは、老後の準備を考える際に重大な問題と思われる。この問題は、単なる個人の問題に止まらず、社会全体として合理的な貯蓄計画がゆがめられている可能性もある。

58歳になるまでは、加入記録の照会しかできなかった。これは、転職などによる加入漏れをチェックするために設けられているが、自発的に社会保険事務

所に行かなければ照会できない。また、この照会結果には、例えば厚生年金であれば年金額算定の基礎となる標準報酬(月)額の履歴が記載されているが、この標準報酬(月)額は賃金や物価上昇率により再評価される前の金額になっているため、これをもとに年金額を計算するのは難しい。もし自分の年金額を知りたいければ、照会で得られたデータと法令に書かれている再評価率を表計算ソフトに入力し、自ら計算式を組むなどして試算しなくてはならない。

図表5-1 これまでの個人向け情報提供

<p>◆加入記録（被保険者記録照会回答票）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険事務所の窓口で照会</li> <li>○加入期間・年齢を問わず照会可能</li> <li>○標準報酬月額の決定・改訂ごとに、下記のデータが提供される 決定・改訂日、標準報酬(月)額(再評価前)、その標準報酬(月)額が適用されていた期間</li> </ul> <p>※転職などで照会結果に漏れがある場合は、厚生年金被保険者期間照会申出書を提出し、調査を依頼する。</p> <p>◆年金見込額（制度共通年金見込額照会回答票）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険事務所の窓口で照会</li> <li>○58歳以降の被保険者のみ照会可能</li> <li>○年金見込額および下記の基礎データ 平均標準報酬(月)額(再評価後)、給付乗率、加入月数、年金見込額（60歳時、定額部分開始時、老齢基礎年金開始時）</li> </ul> <p>※在職者が照会した場合(例えば58歳の人)は、平均標準報酬(月)額が退職まで同額で継続したものととして年金見込額を算出。加入月数もその期間を加味（再就職で給与水準が落ち込む場合などに対応するため、将来の保険料水準は同額以外のケースでも試算可能）。</p>
---

資料：厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点」。見本は菊地(2004)に掲載されている。

年金の受給開始の際にも通知は来ない。年金の受給を開始するには、加入者が予め自分の年金開始年齢を確認しておき、自発的に社会保険事務所に出向いて裁定請求を行うこととなっている。これまでは、こうして裁定請求を行ったあとで裁定通知が送付され、ようやく自分の年金額を知ることが可能となっていた。さらに、国民年金や厚生年金の給付には老齢年金以外に障害年金や遺族年金もあるが、これらの保障内容は加入者に事前に知らされることはなかった。

## 2. コミュニケーション不足が引き起こした問題

このように、政府と加入者間のコミュニケーションが悪かったために、現在、公的年金制度への不信感が必要以上に助長され、次のような形で表面化していると思われる。

まず第1に、国民年金の未納・未加入問題があげられる。自営業者などが対象となる国民年金では、事業主が各種手続を行う厚生年金とは異なり、制度加入の手続きは自ら市区町村の役所や役場に出向いて行わなければならない<sup>1</sup>し、保険料の納付も金融機関などでの納付や口座引き去りによって行わなければならない。このように、保険料の未納や制度への未加入が本人の意思によって行われやすいことから、その動向は年金制度への不信感の現れの1つといえよう。

社会保険庁の調査によれば、本来国民年金に第1号被保険者として加入すべき人の16～17%程度が、未納者（2年間保険料を納めなかった者）や未加入者となっている。同庁の『国民年金被保険者実態調査』では、未納者と納付者の所得分布に大きな差がないことや、未納者の半数以上が生命保険や個人年金に加入していることから、未納の主な要因は国民年金制度に対する理解の差や意識の差にあるとしている。このように、保険料の未納は、経済的に苦しいからだけではなく、年金制度に対する不信がその一因になっているといえよう。

図表5-2 第1号被保険者の未納・未加入状況

年度	第1号 被保険者 (A)	未納 未加入者		B/A	B/ (A+D)
		(B)	未納者 (C)		
1995	19,104	3,302	1,722	17.3%	16.0%
1998	20,426	3,639	2,646	17.8%	17.0%
2001	22,074	3,902	3,267	17.7%	17.2%

注1：第1号被保険者は、任意加入を含む年度末の人数。

注2：未納者とは、調査対象の国民年金第1号被保険者のうち、過去2年間全く保険料を納めなかった者（保険料の納付を要しない者を除く）をいう。

注3：第1号未加入者とは、国民年金第1号被保険者として適用されるべき者であって、未だ適用されていない者をいう。

注4：1995年度の第1号未加入者は平成7年公的年金加入状況等調査結果（1995年10月15日現在）の人数であり、兵庫県分は含まない。また、1995年度の未納者は平成8年国民年金被保険者実態調査結果（1995年度末現在）の人数である。

資料：社会保険庁『平成14年度の国民年金の加入・納付状況』

<sup>1</sup> 20歳到達者については、1995年度から職権適用で年金手帳を送付するようになり、未加入者がいなくなった（ちなみに、2002年度、2003年度の適用率は100%）。しかし、2号被保険者（厚生年金や共済年金の被保険者）が退職して1号被保険者になる場合には、自ら手続きする必要がある。

図表5-3 公的年金加入状況の推移

年	千人									第1号 未加入率 G÷ (C+G)	(参考) (G+I)÷ (C+G+I)	
	総数 (A)	加入者 (B)			非加入者 (F)			第1号 未加入者 (G)	第3号 届出遅者 (H)			その他の 非加入者 (I)
		第1号 被保険者 (C)	第2号 被保険者 (D)	第3号 被保険者 (E)								
1992	69,416	65,944	17,702	36,216	12,025	3,472	1,928	431	1,113	9.8%	14.7%	
1995	67,287	64,418	17,812	34,821	11,785	2,869	1,580	111	1,178	8.1%	13.4%	
1998	70,487	68,083	19,319	37,187	11,577	2,404	993	26	1,384	4.9%	11.0%	
2001	69,831	68,262	21,186	35,647	11,428	1,569	635	12	922	2.9%	6.8%	

注1：20～59歳の状況。

注2：その他の非加入者とは、(1)被用者年金保険老齢年金受給権者（すでに裁定され、年金の受給権を有している者）、(2)経過的未届者（基礎年金番号が付番されているが、調査時点で各種別の届出の提出がたまたま遅れている者。転職者、短期的な失業者、届出中の者など。ただしこれらの者は、加入届出を行い被保険者となった後に、未届期間が被保険者期間として適及される）、(3)住民票未登録の者。

注3：1995年は兵庫県を含まない。

資料：社会保険庁『公的年金加入状況等調査』

そもそも国民年金（基礎年金）は、①給付に必要な財源の1/3が国庫で負担されていること<sup>2</sup>、②老齢年金だけでなく遺族年金や障害年金が支給されること、③年間16万円の保険料が社会保険料として課税所得から控除されること、④給付が物価あるいは賃金にスライドすること、から民間の個人年金より有利であるのは間違いない。しかし、未納・未加入者の中には「公的年金は損だから民間の年金で準備しよう」という誤解も少なくない。政府と加入者のコミュニケーションが充実していれば、このような単純な誤解を解消できたかもしれない。

こうした未納・未加入は、厚生年金にも波及している。たとえば、厚生年金の適用対象である事業所が、解散や休業していると偽って社会保険事務所に全喪届を提出するケースがある。会計検査院が2000年度に行った調査では、298事業所が月額で1億円余りの保険料(健康保険料及び厚生年金保険料の合計)を納めていなかった。また、本来は厚生年金の適用対象となるはずの従業員を適用対象外と偽るケースもある。例えば、長時間勤務のパートタイマーや、部分年金を受給中の高齢者が就労するケースである。前者は本人負担・事業主負担の保険料を逃れるために行われる。後者は、本人負担・事業主負担の保険料を逃れることのほか、本人が在職老齢年金制度によって年金が減額されるのを逃れることを目的として行われる。会計検査院によれば、1998年度～2001年度で、1,767事業所が合計41億円余りの保険料(厚生年金保険料のみ)を納めていなかったという。

確かに厚生年金には、世代によって払った保険料総額と受け取る年金総額のバランスが異なるという世代間の不公平が存在する。それでも、現在40歳代半

<sup>2</sup> 2004年改正により、2009年3月末までに国庫負担の割合が1/2に引き上げられることとなっている。

ばより高齢であれば、金利を考慮しても、払った保険料より老齢給付の額が大きくなる。さらに障害年金・遺族年金が支給され、追加の保険料負担なしに扶養している配偶者にも基礎年金が支給される。これらまで考慮すると、同じ内容の給付を受けるために民間の保険会社に支払う保険料が、厚生年金において労使が負担する保険料より安くなるケースは実際にはかなり限られている。

仮に企業が保険料負担に耐えられない場合でも、労使合計の保険料が民間の保険料より安いなら、従業員は事業主分まで自ら負担しても脱退しない方が得なはずである。しかし、こうした事実を知らないまま、経営状況の悪化を理由に人件費削減の一環として厚生年金を違法に脱退してしまう企業があとをたたない。これらの状況も、政府と加入者のコミュニケーションが充実すれば、ある程度防ぐことができるのではないだろうか。

政府と加入者のコミュニケーションが不足しているために生じている問題はこれだけではない。例えば年金の時効の問題がある。これまで、年金の受給を開始する際に、その裁定請求手続を促す通知はほとんど行われていなかった。そのため、裁定手続をせずに放置していると、年金の請求権が時効にかかって5年以上前の年金については遡って受け取れなくなってしまう。このような事態も、現役時代から政府と加入者のコミュニケーションが充実していれば回避できるだろう。

### 3. 政府の改善策

#### (1) すで実現された対策

このような事態を受けて、政府もさまざまな改善を行ってきている（図表5-4）。2002年4月30日からは、社会保険庁のホームページで年金額の簡易試算ができるようになった。これは、過去や将来について厚生年金や国民年金等への加入期間や平均給与月額を入力することで、将来受け取る年金額が試算できるものである。58歳未満でも年金額を試算できるようになった点は評価できるが、あくまでも簡易試算であり、個人の給与履歴を反映することはできない。

そこで、個人に対する情報提供として、2004年1月13日から、個人の加入履歴にもとづいた年金見込額の提供対象が、従来の58歳以上から55歳以上に拡大された。同時に、電話やインターネットで受け付け、後日、郵送で回答するサー

ビスもスタートした。さらに同年3月15日からは、58歳到達者<sup>3</sup>に対して「年金加入記録のお知らせ」の通知が始まった（58歳到達月の翌々月に送付される）。記載された加入歴を確認し、記載漏れや誤りがあれば同封の年金加入記録照会票を返送して、再度、通知を待つ。記載内容が間違いなければ、同封されたハガキを使って「年金見込額のお知らせ」の送付を請求できる。「年金見込額のお知らせ」では、「年金加入記録のお知らせ」で確認した加入履歴にもとづいた、個人ごとの年金見込額<sup>4</sup>を知ることができる（章末の図表5-18参照）。また2005年1月31日からは、個人認証サービスの利用によって、年金見込額試算（55歳以上）と年金加入記録（55歳未満も可）とをインターネットで申し込み、結果を電子公文書で受け取れるようになった。

図表5-4 個人向け情報提供の実績と計画

【実績】	
2002年度以前	加入記録を回答。58歳以上には年金見込額を回答
2002/04/30	社会保険庁ホームページで年金額の簡易試算を開始（58歳未満も可）
2004/01/13	年金見込額の照会対象を55歳以上に拡大 電話やインターネットによる受付を開始
2004/03/15	58歳到達者に「年金加入記録のお知らせ」送付開始 （希望者には「年金見込額のお知らせ」を送付）
2005/01/31	年金見込額試算と年金加入記録を電子公文書で受取可能に
2005/02/22	2004年1～12月に国民年金保険料を1ヶ月以上納付した者に 「国民年金保険料の納付額のお知らせ」を送付
【計画】	
2005年度中	年金見込額の照会対象を50歳以上に拡大
2005/10	印字済み裁定請求書もしくは裁定手続案内ハガキの送付
2008年度	ポイント制による通知

<sup>3</sup> ただし、2005年1月時点では、58歳到達者のうち、(1)国民年金及び厚生年金保険（船員保険を含む。以下同じ。）の被保険者又は被保険者であった者で、かつ、(2)社会保険業務センターで管理している国民年金、厚生年金保険、及び社会保険業務センターに提供されている共済組合等に係る年金加入記録を基に受給資格（期間要件）の確認を行った結果、老齢基礎年金の受給資格を満たす者（他の要件も存在）が対象となっている。

<sup>4</sup> 58歳時点で国民年金や厚生年金に加入中の場合は、最終の記録と同条件で60歳まで続けて加入したものと仮定した年金額が示されている。仮定した内容は、お知らせに印字される。

加入者から政府に対するコミュニケーションについても、充実が図られている。2004年1月から各地に年金電話相談センターが設置され、年金相談が充実した<sup>5</sup>。これにより、社会保険事務所に出掛けることなく、住所・氏名・生年月日・基礎年金番号などで本人確認を行った上で、個別の年金相談を受けることができる<sup>6</sup>。加えて、窓口での相談も拡充されている。社会保険事務所（2005年1月末現在、全国265カ所）以外の相談場所として、年金相談センターが全国72カ所（2005年2月1日現在）に設置されている。社会保険事務所等での相談時間も拡充され、2004年8月16日から20日にかけては20時までの延長相談、年金週間にあたる同年11月6日（土）と7日（日）には休日相談、11月8日～12日にかけては19時までの延長相談が実施された。さらに12月6日からは毎週月曜日の相談時間が19時まで延長され、2005年1月22日からは月に約2日のペースで試験的に休日相談がスタートしている。また、社会保険事務所への来訪者に対して「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査」を実施し、サービスの向上や効率的なサービスの提供の検討材料としている。

また、いわゆるコミュニケーションの範疇には含まれないが、前節で問題視した国民年金の未納・未加入や厚生年金の適用逃れ、年金裁定に関する問題に対して、いくつかの対策がとられてきている。未加入問題に対しては、退職等で第2号被保険者や第3号被保険者が第1号被保険者となる際に、企業やハローワークでの周知を徹底している。国民年金の未納問題については、従来からの督促に加え、口座振替の促進、コンビニエンス・ストアやインターネットバンキングによる保険料納付の開始、強制徴集の実施、催促状にこれまでの納付状況を印字するなどの対策を行ってきている。虚偽の全喪届による厚生年金からの脱退に対しては、2003年4月から適用事業所に該当しなくなった事実を証明する書類の添付が義務づけられ、さらに2004年1月から9月に提出されたものについて総点検が実施されている。パートタイマーや高齢者にみられる厚生年金の適用逃れについては、社会保険調査官による重点的な調査を行って、適正化を促している。

年金制度に対する不信の根本的な解消には、コミュニケーションの充実が重要である。加えて、このように制度の徹底を図ることで、加入者間の不公平感の緩和を図ることができると思われる。

## (2) 今後の改善計画

2002年末に発表された「社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化について」

---

<sup>5</sup> 2003年度末までに10カ所、2004年度末までに合計17カ所が設置済み。

<sup>6</sup> 電話以外に、手紙による相談も受け付けられている。

および2004年11月に発表された社会保険庁の「緊急対応プログラム」では、更なる改善計画が示されている。まず、年金見込み額の照会を受け付ける対象を、現在の55歳以上から2005年度中に50歳以上に拡大し、2006年度以降早期に全年齢を対象とする予定としている。また、2005年10月からは、年金支給年齢に到達する3カ月前に、受給要件を満たしている加入者に対して、氏名や住所等、および年金加入履歴を印字した裁定請求書の送付が開始される予定である。受給要件を満たしていない者には、60歳に到達する3カ月前に裁定請求の案内ハガキを送付して、いわゆるカラ期間などの確認と裁定請求手続を促す予定になっている。

加入者に対しては、毎年の加入・納付実績を全加入者に通知し<sup>7</sup>、2008年度からは、保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みをポイントを使って定期的に通知する計画になっている。ポイントを使った通知は今回の年金改革で提案されたものであり、2002年12月のいわゆる「方向性と論点」で提示され、法改正にも盛り込まれている（章末の図表5-19参照）。ポイントの考え方は、現在のドイツの制度と似たものとなっている。具体的には、国民年金では月額13,300円の保険料を1年間支払うことで1ポイントが与えられ、40ポイントで満額年金の月額66,208円が支給される。厚生年金のポイントは、ある年度の当該加入者の賃金を当該年度の全加入者の平均賃金で割って計算される。したがって、ある年の報酬が平均賃金並みであれば1ポイントが得られ、国民年金同様、40ポイントで平均的な年金額が支給される。つまり、両制度とも毎年の保険料納付によって累積ポイントが増え、これを40ポイントと比較することで、自分が受け取る年金給付額の相対的な位置づけを知ることができるようになっている。

加入者からの相談を受け付ける体制についても、さらに拡充や効率化が図られる予定である。前述の年金相談センターについては、利用状況を確認した上で、新設や移転、あるいは廃止を検討することとなっている。また、国への事務移管に伴って市町村での年金相談体制が不十分になっているとの指摘を受け、市町村の役所や役場、ハローワークへの職員（非常勤も含む）の駐在も検討する予定になっている。電話相談センターについても、年金相談センターと同様に効率的な配置を進めるとともに、全国統一番号の導入も検討することとなっている。また、障害者や高齢者に配慮して、ファックスによる年金相談も開始される予定である。

---

<sup>7</sup> まず2005年度に国民年金の第1号被保険者について対応する計画となっており（第28回社会保障審議会年金部会議事録）、2005年2月22日に、2004年1～12月に国民年金保険料を1ヶ月以上納付した1,471万人に「国民年金保険料の納付額のお知らせ」が送付された。

未納・未加入などの問題についても、さらなる対策が計画されている。退職などに伴う20歳以降の未加入者に対しては、会計検査院の指摘も踏まえて、戸別訪問でも加入に応じない場合に職権で適用する。国民年金の未納問題に対しては、免除制度等の拡充<sup>8</sup>、および強制徴収の強化が行われる。厚生年金の適用逃れについては、加入指導に応じない場合に職権適用が実施される。

#### 4. 政府の改善策の評価

##### (1) 個人向けの通知を充実すべき

このように、58歳以降に社会保険庁に出向かなければ年金見込額を知り得なかった2002年以前の状況に比べると、政府と加入者のコミュニケーションは格段に改善しつつある。一方、コミュニケーションの充実と並行して、職権適用や強制徴集が進められている<sup>9</sup>。これらは、ある意味これまで当然行うべきものであったといえるものであり、これによって保険料の納付における不公平感の改善が図られると思われる。しかし現実には、20歳到達に伴う手帳送付者の納付率が他の納付者と比べて低いことから(図表5-5)、職権適用だけで問題を解決するのは難しいと思われる。やはり問題の背景にある年金制度への不信感を改善するために、年金見込額の通知などコミュニケーションの充実を図っていく必要がある<sup>10</sup>。

---

<sup>8</sup> 2005年4月から、若年者に対する納付猶予制度の導入、単身世帯を中心とする免除の所得要件の緩和、免除と学生納付特例の承認期間の遡及、月払口座振替への割引制度の導入が、また2006年4月から1/4免除や3/4免除が導入される予定である。

<sup>9</sup> 会計検査院「平成15年度決算検査報告の概要」の「特定検査対象に関する検査状況 国民年金事業の実施状況について」では、次のような所見が述べられている。

ア 被保険者の適用に関する事務

20歳到達者以外の未加入者を把握できるような体制の整備を図るとともに、届出の勧奨を行っても届出がない場合には、職権適用を行うようにすること

イ 保険料に関する事務

(7)納付督促、強制徴収等を行うに際して、必要な情報が取得できるようにするなどして、状況に応じた納付督促が行えるよう体制の整備を図ること

(4)電話納付督促及び国民年金推進員の活動、各種納付督促の間の連携、保険料の納付の委託などにおいて、保険料徴収の効率化を図ること

<sup>10</sup> 社会保険庁の「緊急対応プログラム」では、「国民サービスの向上」が第1項目となっている。

図表5-5 被保険者属性別の現年度納付率

	2001年度	2002年度	2003年度
前年度も当年度も納付対象月がある者			
2年間引き続き納付対象となっている者	—	70.0%	65.5%
2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等	—	62.4%	60.6%
前年度は納付対象外で、当年度は納付対象月がある者			
前年度末の申請免除者	—	14.5%	29.5%
その他（学生納付特例等）	—	44.7%	18.5%
新規資格取得者			
第2号から第1号となった者	—	52.6%	57.4%
20歳到達（手帳送付者）	—	27.4%	28.0%
上記以外の新規資格取得者	—	76.2%	77.4%
現年度分納付率（全体）		62.8%	63.4%
(参考) 当年度は納付対象で、翌年度は納付対象外になった者			
翌年度に免除等の理由により納付対象外になった者	71.9%	64.8%	—
翌年度に資格喪失したため納付対象外になった者	41.2%	18.2%	—

資料：社会保険庁『国民年金の加入・納付状況』

では、現在政府が進めつつあるコミュニケーションの充実策はどうであろうか。通知と相談の両面で対策がとられているものの、どちらかといえば通知よりも相談を充実させる傾向にあるのではないだろうか。確かに、通知を始めるためにはシステム対応が必要であることや、2004年は窓口相談の待ち時間が長いという指摘があったことを考えれば、当面は相談を充実し、通知の充実が遅れがちなのはやむを得ないだろう。しかし、将来的なあり方を考える時、通知と相談のバランスに改善の余地があるのではないだろうか。

コミュニケーションの充実を効率的に行うためには、(1)加入者が知りたい情報を知らせること、(2)加入者に知らせるべき情報で、あまり知られていない情報を知らせることが重要であろう。さらに、多くの人を知りたがっている情報や多くの人に知らせるべき情報、その中でも年金見込額など個人ごとに異なる情報や数値などによる説明が必要な情報<sup>11</sup>については、個人向けの通知によって情報提供すべきではないだろうか。個人向けの通知は、(1)時間や地理的な条件に関わらず、誰でも情報を得ることができる、(2)加入者に知ってもらえるべき情報を直接発信できる、(3)印刷費や郵送費はかかるが<sup>12</sup>、多くの人を知りたい情報を通知することによって相談窓口で対応すべき事項を集約でき、この分の経費を削減できる、(4)資料が手元にあることで電話での照会がスムーズになる、

<sup>11</sup> 数値などによる説明が必要な情報の中でも、一般的な情報についてはWebで公開する方法がより効率的である。ただし、個人向けの通知に比べれば、(1)利用できる人が限定的であること、(2)加入者からの能動的なアクセスが必要なこと、といったデメリットがあるため、ある程度の情報は通知で知らせるべきと考える。

<sup>12</sup> アメリカでは1999年から1億4,000万人に通知を送り始めたが、その費用は総額7,000万ドル(84億円)、1人当たり60円とされている（New York Times 1999年9月26日）

というメリットがある。

## (2) 通知すべき情報

内閣府や社会保険庁の調査によれば、加入者がもっとも知りたい情報は将来の年金見込額で<sup>13</sup>、次いで年金制度や年金財政の現状や見通しとなっている(図表5-6~8)。この傾向は、年齢や被保険者の型(第1号や第2号など)などによらず共通しており、多くの人がこれらの情報を求めていることがわかる。特に、年金見込額は個人ごとに異なる点で、年金財政は数値等による説明が必要な点で、個人向けの通知に適した内容といえよう<sup>14</sup>。また、保険料や加入の記録についても、個人ごとに保険料額や累積の納付額が異なり、年金見込額を算出する根拠となることから、あわせて通知するべきであろう<sup>15</sup>。

加えて、個人向けの通知では、個人の客観的な属性をもとに、その属性群団のニーズに応じて内容を増やしたり情報を詳しくしたりすることが可能である。例えば、保険料についての関心が高い20~29歳のグループには、保険料の額に加えて、保険料の仕組み(報酬比例や段階保険料方式など)について詳しく説明することが考えられる。また、受給権を得るための条件に関心が高い未納者や免除者に対しては、これらの情報を提供することが考えられる。

---

<sup>13</sup> 今回の年金改革の過程で年金見込額を掲載した雑誌が多数発行されたことから、人々の関心が年金見込額にあることは明らかである。

<sup>14</sup> アメリカ実施されている通知では、現行制度を継続すると将来の収支が赤字になったり、積立金が枯渇する見込みであることを盛り込んで、改革の必要性を主張している(白杵・中嶋(2003))。

<sup>15</sup> 受給者に対しても納付額と受給額を通知することで、世代間の不公平感の改善に寄与すると思われる(白杵・中嶋(2003))。

図表5-6 公的年金制度に対する関心の内容(複数回答)

	98年 3月 調査	03年 2月 調査	年齢					
			20~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 69歳	70歳 以上
現在あるいは将来、自分が受け取る年金はどうなっているのか	70.0%	67.3%	77.1%	81.2%	80.8%	75.2%	57.1%	45.1%
少子化、高齢化が進んでいく中で、将来の公的年金制度全体の姿はどのようなものになるのか	57.2%	56.0%	61.4%	58.4%	58.1%	58.6%	54.6%	49.0%
公的年金制度全体の年金の給付内容や保険料の負担の現状はどうなっているのか	35.9%	37.7%	32.7%	41.0%	41.2%	42.8%	37.0%	27.2%
自分が負担する又は負担した保険料ほどのくらいか	27.4%	31.0%	43.1%	33.8%	38.0%	36.7%	27.2%	15.9%
その他	0.4%	0.7%	0.7%	-	-	0.3%	1.1%	2.0%
わからない	1.8%	1.8%	0.7%	0.8%	-	0.2%	1.5%	7.4%

資料：内閣府『公的年金制度に関する世論調査』

図表5-7 公的年金に関して知りたいこと(3つまでの複数回答)

	第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第1号 未加入者
受給見込み年金額	68.3%	77.2%	80.8%	28.7%
財政の現状・将来見通し	47.3%	52.4%	50.1%	30.6%
受給要件	15.2%	15.7%	17.6%	15.2%
制度の仕組み	13.1%	15.7%	17.2%	16.9%
保険料	12.9%	11.6%	11.4%	16.7%
公的年金と個人年金の違い	11.4%	10.9%	11.4%	12.1%
自分の被保険者記録	7.5%	6.8%	8.4%	6.1%
年金相談の場所	3.4%	3.6%	3.9%	4.6%
その他	7.7%	4.3%	3.1%	26.7%

注1：無回答の者を除く

注2：20～59歳にかかる状況。

資料：社会保険庁『平成13年公的年金加入状況等調査結果の概要』

図表5-8 年金に関する知りたい情報(国民年金被保険者・複数回答)

	総数	納付者	未納者	免除者
自分の受給できる見込み年金額	70.8%	78.1%	50.2%	60.9%
公的年金財政の現状と将来の見通し	40.3%	42.0%	36.0%	37.3%
受給権を得るための条件	15.7%	14.8%	16.7%	18.7%
公的年金制度のしくみ	14.0%	14.1%	13.0%	14.5%
自分の被保険者記録	9.4%	9.7%	8.2%	9.3%
年金相談の場所	3.0%	2.7%	3.6%	3.6%
その他	2.8%	1.9%	6.0%	3.5%
回答なし	9.7%	6.8%	18.8%	12.7%

資料：社会保険庁『平成11年国民年金被保険者実態調査』

通知に盛り込むべきこれらの情報は、窓口で多く寄せられる相談内容と重複している(図表5-9～11)。よって、これらの情報を通知したり、裁定請求を

郵送で受け付けたりすれば、窓口業務の効率化を図ることが可能であろう。

図表5-9 年金相談の相談内容(国民年金被保険者・複数回答)

	総数	納付者	未納者	免除者
保険料の免除	36.5%	16.9%	48.4%	74.7%
年金番号や自分の過去の履歴	16.3%	20.3%	12.4%	9.4%
受給できる見込額や年金制度の将来	14.5%	19.1%	10.3%	6.3%
未払いや免除保険料の追納	12.7%	11.3%	18.8%	13.0%
転職、転居時の手続き	12.3%	15.1%	8.7%	7.9%
年金給付を受ける手続き	12.1%	16.3%	6.7%	5.3%
制度加入・脱退に関すること	8.1%	9.7%	8.0%	4.6%
保険料の納付や返還	7.3%	8.1%	9.1%	4.4%
その他	3.1%	3.7%	2.6%	2.0%

資料：社会保険庁『平成11年国民年金被保険者実態調査』

図表5-10 社会保険事務所来訪者の目的と年金相談の内容

来所の目的(複数回答)		年金相談の内訳(複数回答)	
健康保険・厚生年金の加入・喪失等	45.2%	年金請求の手続	43.7%
年金相談	32.1%	加入記録の照会	37.3%
健康保険の給付請求手続	8.3%	受給見込額の照会	35.3%
国民年金保険料の納付・相談	5.5%	年金制度の照会	11.3%
年金受給者の各種変更手続	5.0%	制度加入・脱退関連	2.5%
健康保険・厚生年金の保険料納付	1.7%	その他	6.9%
船員保険の各種相談・手続	0.4%		
その他	11.0%		

注1：来所目的の有効回答者数は2,082人、年金相談内訳は638人

注2：調査実施日＝2004年7月20日(火)および7月26日(月)

資料：社会保険庁『「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査」の結果について』

図表5-11 年金週間における休日及び平日夜間の来訪目的

	土曜日	日曜日	月曜日 17時まで	月曜日 17時以降	合計
受給見込額確認	40.2%	49.5%	20.5%	34.5%	30.0%
加入記録確認	34.8%	38.8%	15.6%	20.0%	23.7%
年金請求手続き	19.2%	21.6%	25.7%	12.7%	23.5%
年金受給手続き	8.5%	6.1%	18.3%	21.8%	14.2%
年金制度相談	14.7%	13.8%	13.0%	12.7%	13.4%
その他	15.7%	10.7%	19.0%	12.7%	16.7%

注1：調査実施日＝2004年11月6日(土)、7日(日)、8日(月)

資料：社会保険庁『年金週間における休日及び平日夜間の年金相談の実施結果概要について』  
(詳細については社会保険庁へ照会し、集計値の提供を得た)

次に、加入者に知らせるべき情報で、あまり知られていない情報とは何であ

ろうか。各種の調査によれば（図表5-12～15）、基礎年金の財源に国庫負担<sup>16</sup>が含まれていることが、あまり認識されていない。しかも、国庫負担による恩恵がより大きい第1号被保険者や第3号被保険者で、この認知度が低い傾向が見られる。また、公的年金のメリットの1つである給付の実質価値維持（物価スライドや賃金スライド）も、あまり認識されていない。認知度の水準は調査により区々だが、概ね半数かそれ以下の人々しかこのメリットを認識しておらず、特に若年層や未納者、免除者、未加入者で認知度が低い傾向が見られる。公的年金の他のメリットである障害年金や遺族年金、および終身年金である点についても、あまり認識されていない。

このように、公的年金制度の種々のメリットが、あまり認識されていないことが、国民の年金制度に対する不信や不満の原因となっている可能性がある。これらのメリットを通知を行うことによって理解してもらうことで、不信や不満の軽減が図られると思われる。

また、特定の属性についてみれば、未納者や免除者で保険料の追納を理解している人が半数に満たない点や受給要件の理解が進んでいない点、高齢層で年金制度が世代間の助け合いであることが理解されていない点、若い世代ほど保険料を納めた期間に応じて年金が受けられることの理解が進んでいない点などが特徴的である。これらの問題に対しても、属性に応じた通知を行うことで認知度を高めることが可能であろう。

図表5-12 公的年金制度に関する周知度

	総数		第1号被保険者		第2号被保険者		第3号被保険者		第1号未加入者	
	1998年	2001年	1998年	2001年	1998年	2001年	1998年	2001年	1998年	2001年
国庫負担の存在	37.1%	32.6%	35.5%	30.7%	40.4%	35.6%	32.0%	27.7%	20.1%	19.8%
実質価値維持	58.4%	52.5%	54.9%	48.3%	61.7%	56.0%	58.6%	50.6%	27.0%	28.7%
免除制度	53.8%	60.0%	58.1%	63.3%	53.1%	59.1%	52.4%	58.7%	32.0%	38.1%
保険料納付義務	87.1%	88.6%	84.6%	85.6%	89.0%	90.5%	90.2%	91.4%	57.9%	62.0%
加入義務	94.4%	91.3%	94.1%	89.1%	95.1%	92.7%	96.3%	93.9%	73.9%	65.1%

注1：無回答者を除く比率（＝知っている÷(知っている＋知らない)）

注2：総数には、第1～3号被保険者、第1号未加入者以外の者も含む。

資料：社会保険庁『公的年金加入状況等調査』

<sup>16</sup> 下記の調査ではいずれも、国庫負担が1/3あることについて尋ねている。

図表5-13 公的年金制度の仕組みや役割についての認識(複数回答)

	93年	98年	03年						
	5月 調査	3月 調査	2月 調査	20~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 69歳	70歳 以上
物価や賃金の上昇に応じた年金額が保障される	31.4%	27.8%	31.7%	17.1%	20.6%	29.3%	38.7%	39.9%	34.1%
障害者になったり世帯の生計を支えている者が死亡した場合にも保障が受けられる	32.1%	30.0%	42.5%	32.9%	37.5%	48.0%	52.0%	42.7%	34.8%
死ぬまで、生涯にわたり年金が受けられる	51.3%	43.9%	55.6%	32.6%	41.7%	53.5%	64.5%	63.5%	63.6%
現役で働いている世代が、年金を受け取っている高齢者を扶養するという制度である	55.9%	52.8%	58.0%	48.9%	62.2%	66.0%	68.5%	50.9%	47.0%
保険料を支払った期間に応じて年金が受けられる	61.8%	48.5%	62.5%	47.2%	61.6%	71.8%	71.7%	61.2%	53.0%
20歳になれば、学生を含めた国民の誰もが、加入する義務がある	62.1%	46.1%	66.7%	59.3%	65.7%	70.4%	72.4%	68.5%	58.3%
その他	0.1%	0.3%	0.3%	0.6%	0.2%	0.5%	0.2%	0.4%	0.2%
わからない	3.7%	4.3%	4.2%	9.6%	3.2%	2.2%	1.1%	4.2%	8.4%

資料：内閣府『公的年金制度に関する世論調査』

図表5-14 国民年金制度に関する周知度

	総数		納付者		未納者		免除者	
	96年	99年	96年	99年	96年	99年	96年	99年
免除保険料の追納	21.4%	22.7%	17.2%	18.9%	18.4%	16.5%	46.1%	44.7%
任意加入制度	—	28.9%	—	31.1%	—	23.0%	—	25.4%
障害基礎年金	40.3%	38.2%	41.0%	40.1%	36.7%	32.3%	39.9%	36.2%
国庫負担	31.5%	42.6%	32.4%	42.1%	28.4%	35.8%	29.3%	39.0%
物価水準維持	57.1%	45.9%	60.0%	50.1%	47.8%	35.6%	48.6%	38.7%
未納保険料の遡及納付	43.8%	50.5%	43.1%	51.1%	46.0%	47.9%	45.4%	50.7%
満額の受給要件	54.9%	56.2%	56.9%	58.8%	47.5%	46.4%	50.1%	55.2%
受給要件(25年加入)	67.8%	57.3%	69.8%	59.9%	62.7%	51.5%	61.1%	52.3%
免除制度	63.4%	65.0%	57.1%	58.6%	59.4%	56.4%	100.0%	100.0%
前納割引制度	63.0%	68.0%	68.4%	75.8%	45.8%	48.0%	47.6%	55.6%
年金相談	72.2%	70.4%	73.8%	73.6%	66.0%	60.2%	68.5%	67.1%

資料：社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』

図表5-15 公的年金に対する認知

	1998年 調査	2001年 調査	2004年 調査	年齢別					世帯年収別				
				20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	300万 円未満	500万 円未満	700万 円未満	1000万 円未満	1000万 円以上
制度は5年ごとに財政上の見直しを行う	21.1%	18.8%	25.6%	8.7%	20.3%	21.7%	31.2%	37.0%	20.3%	27.3%	28.0%	29.7%	35.7%
年金受取額は物価で変動する	35.1%	29.8%	33.9%	16.4%	24.6%	33.6%	40.7%	45.0%	28.7%	31.6%	37.2%	41.6%	51.2%
国民年金の保険料は毎年上がる	46.9%	34.0%	35.0%	18.4%	27.7%	35.5%	42.9%	42.7%	30.3%	35.8%	34.1%	39.5%	48.8%
サラリーマンの保険料に総報酬制が導入	—	—	37.9%	22.2%	39.2%	44.6%	43.7%	36.4%	24.4%	37.7%	46.9%	52.5%	54.4%
学生の保険料納付免除制度	—	47.0%	53.9%	55.2%	48.9%	56.5%	62.2%	48.7%	49.8%	49.4%	57.2%	66.5%	66.7%
国民年金の保険料は定額	47.1%	49.4%	59.7%	45.7%	54.7%	59.3%	69.0%	64.8%	52.4%	61.1%	60.1%	68.0%	69.4%
サラリーマンの妻は保険料負担なし	55.9%	60.6%	65.6%	50.7%	73.3%	71.6%	71.1%	60.7%	51.5%	65.5%	72.6%	79.3%	80.2%
厚生年金の保険料は収入に応じて決まる	68.7%	70.5%	71.7%	58.4%	72.3%	78.6%	79.7%	68.3%	57.3%	73.8%	78.0%	84.9%	84.9%
厚生年金の支給開始が65歳に移行する	77.2%	79.3%	79.0%	62.8%	75.0%	84.6%	85.4%	83.0%	68.8%	80.2%	82.9%	87.0%	90.9%
国民年金は20歳以上が全員加入	88.1%	88.4%	88.6%	85.5%	90.8%	90.7%	90.3%	86.6%	85.5%	89.3%	89.9%	93.1%	95.2%
この中に知っているものはない	4.1%	3.9%	2.8%	5.1%	2.9%	1.3%	1.2%	3.1%	5.3%	1.8%	1.5%	0.6%	0.4%

注1：2004年度の調査時期＝2004年5月8日～6月20日

資料：生命保険文化センター『平成16年度生活保障に関する調査』

### (3) 媒体の特性に応じたコミュニケーションとサービスのPR

このような通知を行っただけで、他の媒体では、それぞれの特性に応じたコミュニケーションを充実させるべきだろう。例えば、テレビ・ラジオのCMや、新聞・雑誌・Webの広告、街頭ポスターでは、通知を送ったことの告知、制度を改正したことの告知、必要な届出などの注意喚起を行うべきであろう。これまでの広告等は、どちらかといえば、制度への加入や保険料の納付が義務であることを告知し、これらを勧奨する側面が強かったと思われる<sup>17</sup>。そのために、前項で見たように公的年金のメリットがあまり認知されていない結果になっているのではないだろうか。

さらに、広告等で、より詳しい情報を入手できる手段を告知すべきであろう。すでに、詳しい情報を提供する手段として社会保険庁のホームページ<sup>18</sup>や電話音声やファックスによる自動照会システム（「年金電話番」）があるが、これらのサービスの認知度は低い（図表5-16）。より詳しい内容のうち、どの加入者

<sup>17</sup> 社会保障審議会年金部会資料（第2回（2002年3月19日）、第11回（2002年10月29日））、厚生労働省「社会保険庁の実績の評価」（各年）を参照。

<sup>18</sup> 2005年1月末時点で、996項目のQ&Aと、学生納付特例や免除制度の解説が掲載されており、Webページのアクセシビリティ対策の基準「JIS X 8341-3」にも対応している。年金電話番も996項目のQ&Aが用意されている。

にも共通する一般的な情報や、非常に多くの照会が寄せられる情報については、これらの手段で効率的に提供し、個別事情によって発生する細かい照会<sup>19</sup>や、個人の理解度の違いによって生じる疑問、あるいは対人相談を希望する人々に対しては、担当者による個別相談で対応する必要があるだろう。加えて、個別相談については、時間や地理的な条件に関わらずユニバーサルなサービスが提供できるように、電話やテレビ電話の活用、市区町村窓口への巡回相談、社会保険労務士やファイナンシャル・プランナーなどの活用も工夫すべきであろう。

図表5-16 社会保険庁のサービスの認知度

	電話による 年金相談	社会保険庁 ホームページ	電話・FAXの 自動回答
知っていた	34%	29%	14%
来所した理由			
はじめから事務所で相談したかった	74%	76%	85%
このサービスで要件は済んだが、事務所でも相談したかった	9%	5%	8%
このサービスを利用したが、説明がわからなかった	0%	9%	2%
このサービスに知りたいことがなかった	—	10%	6%
電話がつながらなかった	3%	—	—
来訪するように指示された	14%	—	—
知らなかった	66%	71%	86%
同様の相談がこのサービスで解決できるなら使いたい			
使ってみたい	50%	36%	48%
事務所で相談したい	50%	64%	52%

注1：年金相談のため社会保険事務所を来訪した者に対する調査結果

資料：社会保険庁『「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査」の結果について』

#### (4) 政府の個人向け通知案への提言

このように、政府と加入者のコミュニケーションの中で、個人向けの通知は大きな役割を担うべきと考えられるが、前述のとおり、通知に対する政府の対策は遅れている。保険料納付に関する通知は、毎年の納付分について2005年度から第1号被保険者向けに開始されるが、それ以外の被保険者への送付や過去の納付歴の提供には具体的な計画がみられない。また、年金見込額に対する情報提供ニーズが大きいのが、希望者に対する「年金見込額のお知らせ」の送付対象は今後も58歳到達者に限られ、窓口などでの照会受付が2004年1月から始まった55歳以上や、2005年度から始まる50歳以上に拡大される予定はない。さらに、「年金見込額のお知らせ」の前提となる「年金加入記録のお知らせ」についても、受給要件を満たした者だけに送られる。受給要件未達者こそ、任意加入や

<sup>19</sup> このような細かい照会は、複雑な制度や制度の分立によって引き起こされている可能性が高い。本研究会が提言する一元化のように、働き方に中立な制度とすることで、これらの照会を減らすことが可能であろう。